

白井市都市マスタープラン改定方針

第1 改定の目的

市は、平成28年3月に策定した白井市都市マスタープラン（平成28年度～令和17年度。以下「都市マスタープラン」という。）において「都市づくりの戦略プラン」を定め、第5次総合計画（平成28年度～令和7年度）で定めた市の将来像である「ときめきと みどりあふれる 快活都市」の実現に向けて、都市計画の観点から集中的に取り組を進めている。

市において、上位計画である白井市第6次総合計画の策定を予定していることに加え、千葉県においては、千葉県都市づくりビジョンの策定を進めている。ビジョン策定後は、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を示す都市計画区域マスタープランも新たに定める予定であることから、これらに即しつつ、これまでの成果や課題、さらには社会環境の変化等を的確に捉えた都市マスタープランの改定を行う必要がある。

このことから、都市マスタープランの改定に関し基本的な事項を定め、円滑かつ効果的な改定を図るものとする。

第2 位置付け

都市マスタープランは、白井市総合計画に加え、千葉県都市づくりビジョン、都市計画区域マスタープランに即して、将来のまちづくりの方針を明らかにするものであり、地域の実情と市民の意向を反映した「白井市の都市計画に関する基本的な方針」とする。

また、都市マスタープランは、都市計画に関する基本的な方針であると同時に、白井市総合計画に示された将来都市構造の実現に向けた土地利用に係る計画としての位置付けをもつ。そのため、白井市総合計画の目指す将来像と整合性を図るように都市計画マスタープランを改定する。

第3 目標年次

今回改定する都市マスタープランは、長期的なまちの姿を展望するため、令和8年度を初年度、令和27年度を目標年次とする20年間とするが、第6次総合計画の最終年度である令和17年度に改定を行い、総合計画との整合をとるものとする。

また、千葉県において令和7年度に定める予定である都市計画区域マスタープランとも整合を図るものとする。

なお、5年ごとに実施される都市計画基礎調査（都市計画法第6条）などにより都市計画区域マスタープランの随時見直しが行われた場合は、都市マスタープランも合わせて見直しを行うものとする。

第4 名称及び構成

- 1 都市マスタープランの名称は「白井市都市マスタープラン」とする。
- 2 都市マスタープランは、「まちづくりの理念」「全体構想」「地区別構想」を基本として構成する。
- 3 全体構想は、土地利用方針（市街化区域・市街化調整区域）、交通体系の方針及び公園緑地の整備方針など、市の将来像の実現に向けた全市的に関わる方針等を整理し記載するものとする。
- 4 地区別構想は、全体構想に示した方針を踏まえ、地域の将来像やまちづくりの方針、地区ごとの土地利用の方針等について記載するものとする。

第5 改定に当たっての視点

- 1 魅力あふれる白井を次世代に残し、持続可能な活力ある地域づくりに向けて、様々な市民参加・協働を通じて改定を行うものとする。
- 2 人口減少、少子高齢化社会の本格的な到来を踏まえ、市の将来を改めて見据えるものとする。
- 3 北総鉄道の運賃値下げの実施に加え、現在進められている成田空港の第3滑走路や北千葉道路の整備などによる人やモノの流れの変化を見据えるものとする。
- 4 市民のライフスタイルやワークスタイルの多様化なども踏まえるものとする。

第6 改定の方法

1 市民参加

次の方法等により市民参加を推進し、地域住民の意見を反映するものとする。

- (1) 白井市都市計画審議会（素案で諮問し、答申を受ける）
- (2) 住民意識調査（無作為抽出：2,500人、対象者18歳以上）
- (3) 市民意見交換会（全ての市民対象：自由参加）
- (4) ワークショップ（無作為抽出等市民対象）
- (5) 次世代を担う子どもの意見把握（アンケート又はインタビュー等）
- (6) パブリックコメント（全ての市民対象）
- (7) 各種アンケート（転出入者アンケート、eモニターアンケート等）

2 庁内体制

白井市総合計画策定会議の下に、都市マスタープランも所掌する策定部会を組織し、白井市総合計画との整合性を図りつつ、全庁横断的体制で取り組むものとする。

第7 周知の方法

都市マスタープランの概要や策定に係る過程における重要事項については、広報しろい、市ホームページ、公式SNSなどをはじめとする様々な情報手段を用いて、広く市民に公表する。

第8 留意事項

- 1 市民にとって自分ごととして親しみやすく、かつ、しっかり伝える、わかりやすい計画の構成や表現等に努める。
- 2 上位計画や、関連する分野における計画と連動、整合するものとする。

第9 その他

本考え方に定めるもののほか、改定に関し必要な事項は別に定める。